

状況的責任と未来方位的責任

—— ヤスパーズとヨーナス ——

盛 永 審一郎

世代間倫理 (intergenerational ethics) の基礎づけが問われている。世代間倫理とは、未来世代と現在世代の間の関係のことである。共同体を空間軸でなく、時間軸でとらえたとき、問題となる。現在世代は、現在の短期間の利益と欲望のために未来世代の存在を傷つけてよいのかどうかという問いである。現在世代の幸福を優先すると、未来世代はその生を抵当として差し出さなければならない。未来世代の幸福を考えると、現在世代は、まだ見ぬ存在のために、その見返りを期待できない相手のために、みずからの幸福を差し控えざるを得ない。このような世代間に関わる倫理の基礎づけは何に求められるだろうか。

ヨーナスは未来方位的倫理学 (Zukunftsethik) を提示する。「未来方位的倫理学は未来における倫理学——われわれが今われわれの将来の子孫のために案出する未来の倫理学——ではなく、未来を配慮する、未来をわれわれの子孫に代わってわれわれの今の行為の結果から守ろうとする今の倫理学である。」そしてこのような倫理学は、従来 of 倫理学——それは「ここと今に関わる倫理学」、「同時性と直接性の倫理学」、「現在方位的倫理学」、「人間中心的倫理学」といえる——と異なり、「予見と責任の倫理学」として特徴づけられる。そこで、責任の概念を考察する。もとより、責任 (Verantwortung) の概念はわれわれによく親しまれた概念である。しかし、この責任概念が意味するものを考えようとするときそれほど一義的なものではないということに気づく。例えば、われわれはつぎのように言ったりする。「彼は責任ある人だ」、あるいは「それはあなたの責任だ」と。前者は、明らかに賞賛の意味をもって使用されている。それは、責任をとることができる人だという意味で、責任性 (Verantwortlichkeit) ともいうことができる。それに対して後者は、賞賛も非難もしていなくて、出来事の因果的原因の指示であるといえる。すなわちある出来事が生じたとき、そのことの原因を明らかにし、弁明を求めるといふ帰責 (Zurechnung) という意味での責任である。

このように責任概念は多義的である。さらに、この概念は近代に生まれた概念なのである。責任という概念は、本質的には古くからある。しかし十九世紀の後半においてはじめて、頻繁に使用され、名詞的な使用が前面にでてくる。同時に責任の概念が道徳的論文の倫理的思惟の中核に移動するようになる。例えば、J. S. ミルは、彼が1895年に著した「自由論」の中で、しばしばこの概念を用いた。3年後にニーチェが彼の「道徳の系譜学」の第二論文において、「責任の到来の長い歴史」として帰責の到来を記述する。第一次世界大戦の終わりに心情と責任倫理と間の区別が導入される。かくして責任という概念は倫理的理論の完全なタイプの特徴づけのために用いられる。そしてついに二十世紀にこの概念は倫理的な鍵カテゴリーの中にいれられ、ハンス・ヨナスや他の人々によって、ついにわれわれの時代にかなう道徳の根本原理に宣言されたのである。従って、責任概念は帰責という意味よりもむしろ責任性という意味をもって使われるために生まれたと考えることができる。そこで近代的責任概念が生まれるにいたった背景について一考する。

例えば責任性 (Verantwortlichkeit)こそ、人間の根本状況としてとらえる試みをしているヴィッサーによるとつぎのようである。ヴィッサーもまた、責任の概念の多様さと複雑さを指摘し、少なくとも責任概念は二通りにおいて、すなわち法廷的 (instationell) 責任と状況的 (situationell) 責任とにおいて理解されるところとしている。通常の使い方である前者は、疑問の余地のない要求、及び規範に合致する行為が為されたか否か、またどの程度合致しているかどうかに関しての弁明である。それに対し後者は、事情がどうなっているのかよく知らないのに、状況に迫られて決断を下さざるを得ず、またその結果を引き受けざるを得ぬ場合のような、いわば挑戦 (Herausforderung) というべきものを意味するという。この責任は、単に知性と意志で古典的な答を繰り返し生み出すのではなくて、いわば実存をもとに返答に込めざるを得ないのである。この責任賦課という意味での責任概念の登場が、近代の特徴なのであり、これはヤスパーズにおいてその典型を見ることができる。そこで、状況的責任概念と、ヨナスの言う未来方位的責任概念との比較を試み、責任概念の意味についてアプローチを試みた。

(富山医科薬科大学助教授)